

議案第21号 令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計予算に
ついて

それでは、議案第21号、令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計予算について御説明いたします。

議案書の9ページをお願いいたします。

第1条に歳入歳出予算の総額を定めています。

事業勘定は、歳入歳出それぞれ333億2千800万円、直営診療施設勘定は、歳入歳出それぞれ1千50万円を予算計上しております。

それでは、内容につきまして令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出事項別明細書により、御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

250ページをお願いいたします。

款1国民健康保険料は、国民健康保険事業費納付金の支払い等に要する所要額から、県支出金や一般会計からの繰入金等を差し引いた額を被保険者に保険料として賦課し、負担いただくものです。

款 2 使用料及び手数料は、納期限までに保険料の納付がなかった被保険者への督促状の送付に係る手数料等です。

款 3 県支出金、項 1 県補助金、目 1 県補助金は、地方単独事業である福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫による公費負担が減額調整されることに対する補助金です。目 2 保険給付費等交付金、節 1 保険給付費等交付金(普通交付金)は、傷病手当金を除いた保険給付に必要な費用の全額が県から交付されるものです。

2 5 2 ページをお願いいたします。

節 2 保険給付費等交付金(特別交付金)は、市町村の財政状況や市町村が実施する事業等に応じて交付されるもので、保険者努力支援制度として、保険者としての努力を行う市町村に対して交付金の交付を受けるもののほか、特定健康診査等負担金分や保健事業、へき地直営診療所運営費等に必要な費用について交付されるものです。

款 4 財産収入は、国民健康保険財政調整基金の運用利子収入です。

款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険料軽減分保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の対象となった被保険者の保険料のうち軽減相当額を公費で財政支援される制度で、県

負担分の4分の3を一般会計で受け入れて、これに市負担分の4分の1を合わせて繰り入れるものです。節2職員給与費等繰入金は、国民健康保険事業従事職員の給与費や一般管理費等を繰り入れるものです。節3助産費等繰入金は、出産育児一時金に対するもので、算定方法に応じて繰り入れるものです。節4財政安定化支援事業繰入金は、国民健康保険財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため一般会計から繰り入れるものです。節5保険者支援分保険基金安定繰入金は、保険料軽減の対象となる低所得者数に応じて、平均保険料の一定割合を保険者に対して財政支援される制度で、国負担分2分の1と県負担分4分の1を一般会計で受け入れて、これに市負担分4分の1を合わせて繰り入れるものです。節6未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児に係る均等割保険料の軽減制度において、その軽減額を基準として算定された額を繰り入れるもので、国負担分2分の1と県負担分4分の1を一般会計で受け入れて、これに市負担分4分の1を合わせて繰り入れるものです。節7産前産後保険料繰入金は、国民健康保険制度において出産する予定の被保険者又は出産した被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割保険料及び均等割保険料の免除制度において、その免除額を基準として算定された額を繰り入れるもので、国負担分2分の1と県負担分4

分の1を一般会計で受け入れて、これに市負担分4分の1を合わせて繰り入れるものです。節8その他一般会計繰入金は、保険料減免制度による保険料の不足分のほか、福祉医療費助成事業の実施に伴い保険給付費が波及して増加する分について、国庫や県費による公費負担が減額調整されることに対する補填や直営診療施設勘定への繰出金を繰り入れるものです。

項2基金繰入金は、国民健康保険財政調整基金からの繰入金を受け入れるものです。

款6繰越金は、令和6年度の決算剰余金を受け入れるものです。

254ページをお願いいたします。

款7諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金、節1一般被保険者延滞金は、納期限までに保険料の納付がなかった一般被保険者に係る延滞金です。節2一般被保険者療養給付費返還延滞金は、保険給付を受けた後に遡って国民健康保険の資格を喪失した者等からの不当利得に係る返還金について、納期限までに納付がなかった一般被保険者に係る延滞金です。目2退職被保険者等延滞金は、保険給付を受けた後に遡って国民健康保険の資格を喪失した者等からの不当利得に係る返還金について、納期限までに納付がなかった退職被保険者等に係る延滞金です。目3一般被保険

者加算金は、不正請求が判明し返還を受けた診療報酬等に係る加算金です。項2雑入、目1一般被保険者第三者納付金及び目2退職被保険者等第三者納付金は、交通事故、労災事故等の事由で保険給付を行った後に、本来の負担義務者である加害者や保険会社等から保険給付費相当額を受け入れるものです。目3一般被保険者返納金及び目4退職被保険者等返納金は、保険給付を受けた後に遡って国民健康保険の資格を喪失した者等から不当利得相当額の返還を受け入れるものです。目5特定健康診査等返納金は、特定健康診査を受診した後に遡って国民健康保険の資格を喪失した者等から不当利得相当額の返還を受け入れるものです。

歳入合計は、333億2千800万円です。

以上で歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

256ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国民健康保険事業の運営を担当する職員給与費及び事務的経費です。目2連合会負担金は、診療報酬の審査支払事務の共同処理を行っている滋賀県国民健康保険団体連合会への負担金です。項2徴収費、目1滞納処分費は、督促状等の発送に係る経費のほか、会計年度任用職員の雇

用経費等、収納対策を行うための経費です。項3 運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営経費です。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費、258 ページをお願いいたします、目2 退職被保険者等療養給付費は、被保険者の医療費のうち、保険者が負担すべき法定負担分です。目3 一般被保険者療養費及び目4 退職被保険者等療養費は、実費診療のほか、柔道整復や補装具等の費用に係る給付です。目5 審査支払手数料は、滋賀県国民健康保険団体連合会へ支払う医療機関からの診療報酬請求に対する審査支払手数料です。項2 高額療養費の各目は、医療機関で支払った一部負担金が、法定の自己負担限度額を超えた分の支給を行う高額療養費等です。なお、退職者医療制度は、令和6年3月末で廃止になっていますが、医療機関からの月遅れの請求に備え、項1 及び項2 において、退職被保険者等分を計上するものです。項3 移送費は、支給要件を満たした被保険者が療養の給付を受けるため、医療機関へ移送された際等に要する経費です。項4 諸給付費、目1 出産育児一時金は、被保険者の出産に伴い支給を行うための経費です。目2 葬祭費は、被保険者の死亡に関して、葬祭の主催者に対して支給を行うための経費です。目3 傷病手当金は、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染

した被用者等に対して傷病手当金の支給を行うための経費です。

款 3 国民健康保険事業費納付金は、滋賀県に納付する納付金で、
項 1 医療給付費分は、滋賀県が医療給付費等の見込みを立てた上
で、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を各市町の所得水準や
被保険者数に応じて配分された負担分です。

260 ページをお願いいたします。

項 2 後期高齢者支援金等分は、国民健康保険被保険者の後期高齢
者医療制度への支援金について、各市町の所得水準や被保険者数に
応じて配分された負担分です。項 3 介護納付金分は、介護保険法に
基づく、介護保険第 2 号被保険者の負担分である医療保険者の納付
金について、各市町の所得水準や被保険者数に応じて配分された負
担分です。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 疾病予防費、説明欄 1 の
保健事業費は、訪問指導等を行う会計年度任用職員の雇用経費のほか、
糖尿病性腎症重症化予防事業に係る経費や市が行う各種検診等
の受診費用の一部助成、また人間ドックに係る費用の一部助成等に
係る経費です。説明欄 2 の医療費適正化対策事業費は、医療費通知
やジェネリック医薬品差額通知に係る経費、また診療報酬明細書の
二次点検事業に要する経費等です。説明欄 3 の特定健診・保健指導

事業費は、40歳以上の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を減少させるための特定健康診査、特定保健指導に係る経費です。

款5基金積立金は、国民健康保険財政調整基金の運用利子を基金に積み立てるものです。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金及び目2退職被保険者等保険料還付金は、過年度に遡及した資格異動に伴う賦課更正等による保険料の還付金です。目3一般被保険者保険料還付加算金及び目4退職被保険者等保険料還付加算金は、保険料の過誤納金の還付に係る加算金です。

262ページをお願いいたします。

目5償還金は、過年度分の保険料に係る督促手数料等の還付金です。項2繰出金は、国民健康保険直営診療所である葛川診療所の運営に係る直営診療施設勘定への繰出金です。

款7は、予備費を計上するもので、歳出合計は、333億2千800万円です。

続きまして、直営診療施設勘定について御説明いたします。

歳入から御説明いたします。

276ページをお願いいたします。

款 1 診療報酬、項 1 診療報酬、目 1 国保診療報酬は、国民健康保険被保険者に係る診療報酬です。目 2 社会保険診療報酬は被用者保険の被保険者に係る診療報酬です。目 3 後期高齢者診療報酬は後期高齢者医療制度の被保険者に係る診療報酬です。目 4 その他診療報酬は特定健診や予防接種に係る費用等です。目 5 一部負担金は患者に窓口でお支払いいただく一部負担金です。

款 2 使用料及び手数料は、診断書や介護保険の主治医意見書の発行等に係る手数料です。

款 3 繰入金は、国民健康保険事業特別会計事業勘定から不足する財源分を繰り入れるものです。

款 4 繰越金は、令和 6 年度の決算剰余金を受け入れるものです。

款 5 諸収入を含めて、歳入合計は、1 千 5 0 万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2 7 8 ページをお願いいたします。

款 1 診療施設費、項 1 葛川診療所費、目 1 管理費は、診療所に勤務する医師や看護師の person 費、施設管理等の診療所運営に要する経費です。目 2 医業費は、診療に係る医薬材料費、消耗品等です。

款 2 は、予備費を計上するもので、歳出合計は、1 千 5 0 万円です。

以上、議案第21号、令和7年度大津市国民健康保険事業特別会計予算についての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。